

1 小峰・留原地区地区整備計画区域

| ア       | イ   | ウ       |      | エ            | オ             | カ                               |           | キ   |
|---------|---|---------|------|--------------|---------------|---------------------------------|-----------|---|
| 計画地区の区分 | 建築物の用途の制限   | 建築物の容積率 |      | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限                        |           | 垣又は柵の構造の制限                                      |
|         |   | 最高限度    | 最低限度 |              |               | 外壁等の面からの距離                      | 適用除外の建築物等 |   |
| 住宅地区    | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。<br>1 住宅<br>2 共同住宅<br>3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定するもの<br>4 診療所<br>5 前各号の建築物に附属するもの | —       | —    | —            | 120平方メートル     | 敷地境界線（道路境界線及び隣地境界線）までの距離0.5メートル | 附属建築物     | 1 生垣<br>2 フェンス<br>3 コンクリートブロック、石積等で高さ1メートル以下のもの |
| 工業地区    | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。<br>1 精密機器・機械器具の製造、自動車板金・修理、鉄工、製材、建設業その他これらに類する工場<br>2 倉庫<br>3 前2号の建築物に附属するもの   | 10分の15  | —    | 10分の5        | 500平方メートル     | 敷地境界線（道路境界線及び隣地境界線）までの距離2メートル   | —         | 1 生垣<br>2 フェンス                                  |